

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道白老郡白老町字竹浦493番1
氏名 毛笠コンクリート株式会社 代表取締役 毛笠 史寛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和5年(2023年)9月28日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)5月25日

1. 事業の範囲

破砕・乾燥(汚泥、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿)、
RDFの製造(圧縮・成型(汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず))、
再生油の製造(加温蒸発・遠心分離(廃油))、
埋立(燃え殻又はばいじん(水銀又はその化合物を含むもの)を処分するために処理したもの、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物を含むもの)及びこれらを処分するために処理したもの、汚泥(水銀若しくはその化合物又はシアン化合物を含むもの)を処分するために処理したもの、汚泥(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物を含むもの)及びこれらを処分するために処理したもの。)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 汚泥、産業廃棄物の乾燥(破砕)施設
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地
設置年月日 平成8年(1996年)11月8日
処理能力 40.9m³/日(8時間)、5.1m³/時間
届出受理年月日 平成8年(1996年)8月23日
受付番号 苫保衛第405-2号

施設の種類 RDFの製造施設
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地
設置年月日 平成22年(2010年)5月8日
処理能力 8.0t/日(8時間)、1.0t/時間

施設の種類 再生油の製造施設
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地
設置年月日 平成18年(2006年)11月20日
処理能力 8.0m³/日(8時間)、1.0m³/時間

施設の種類 遮断型最終処分場
設置場所 白老郡白老町字竹浦506番地4
設置年月日 平成13年(2001年)4月13日
処理能力 10,786m²、47,136m³
許可年月日 平成12年(2000年)12月18日
許可番号 胆環生第3013-5号

施設の種類 保管場所1
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地
面積 8m²
種類

・廃油。
保管上限 40m³

施設の種類 保管場所2
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地
面積 8m²
種類

・廃油。
保管上限 35m³

許可番号:第00140004832号
許可業者の名称:毛笠コンクリート株式会社

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年(2002年)5月26日	許可の更新
平成19年(2007年)1月19日	変更許可(再生油の製造(加温蒸発・遠心分離(廃油))の追加。)
平成19年(2007年)5月26日	許可の更新
平成24年(2012年)6月2日	許可の更新
平成29年(2017年)5月26日	許可の更新
令和4年(2022年)5月26日	許可の更新
令和5年(2023年)9月28日	変更許可(埋立(燃え殻又はばいじん(水銀又はその化合物を含むもの)を処分するために処理したもの、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物を含むもの)及びこれらを処分するために処理したもの、汚泥(水銀若しくはその化合物又はシアン化合物を含むもの)を処分するために処理したもの、汚泥(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物を含むもの)及びこれらを処分するために処理したもの。)の追加。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無